

平成 27 年 「老人の日・老人週間」 キャンペーン要綱

標 語

「みんなで築こう 安心と活力ある健康長寿社会」

我が国は世界でも有数の長寿国となって久しく、それは命を大切にする国民一人ひとりの努力の賜物といえます。そして、誰もが健康で、安心して生きがいを持った生活を送ることのできる活力ある長寿社会を築くことが大切になっています。

国においては、高齢社会対策基本法に基づく「高齢社会対策大綱」を平成 24 年に策定し、意欲と能力のある高齢者には社会の支え手となってもらうと同時に、支えが必要となつた時には、周囲の支えにより自立し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢社会を実現させていくため、施策の総合的な推進に努めています。また、増加する認知症高齢者の支援や介護予防等、地域での支えあいや医療・介護・福祉の連携促進により、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活できるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みが各地で進められています。加えて、本年 1 月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が策定され、政府一丸となって認知症施策を推進しています。

さらに、先の東日本大震災をはじめ、自然災害が相次ぐなか、災害時要援護者となる高齢者への支援のあり方が課題となっていることから、各地域において平常時からの支援体制づくりが進められています。

本格的な超高齢社会を迎えた今日、これらの対策をより一層効果的なものにするためには、高齢者自らが高齢期のあり方に関心と理解を深めるとともに、国民一人ひとりが家庭、職場、学校及び地域社会等において高齢者との関わりを深めていくことも重要です。

このような状況をふまえ、9 月 15 日の「老人の日」、同月 21 日までの「老人週間」を契機として、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重等、以下の 6 つの目標を掲げ取り組むことを提唱いたします。

□ キャンペーンが目指す 6 つの目標

- (1) すべての高齢者が安心して自立した生活ができる、保健・福祉のまちづくりを進め、ふれあいの輪を広げよう。

- (2) 高齢者の知識、経験や能力をいかした、就労・社会参加・ボランティア活動を進めよう。
- (3) 高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防への取り組みを進めよう。
- (4) 高齢者の人権を尊重し、認知症高齢者への支援のあり方や介護問題等をみんなで考え、高齢者や介護者を支える取り組みを積極的に進めよう。
- (5) 超高齢社会における家族や地域社会等の役割を理解し、お互いに協力して安心と活力ある長寿社会をつくろう。
- (6) 減災や防災への取り組みに関心を持ち、日頃から地域でのつながりを築こう。

□キャンペーン期間

平成 27 年 9 月 15 日の「老人の日」から 21 日までの「老人週間」の 7 日間
(この前後の期間にも運動を展開していくことを提唱いたします。)

□主 唱

内閣府 消防庁 厚生労働省 全国社会福祉協議会 全国老人クラブ連合会
長寿社会開発センター 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会
日本看護協会 日本社会福祉士会 日本介護福祉士会

□協 賛

NHK 日本新聞協会 日本民間放送連盟

「老人の日・老人週間」の経緯

昭和 22 年 (1947 年) に兵庫県多可郡野間谷村で行われた敬老行事がきっかけとなり、昭和 25 年 (1950 年)、9 月 15 日を「としよりの日」としようとする敬老・福祉の県民運動が開始されました。

昭和 26 年 (1951 年)、中央社会福祉協議会 (現: 全社協) が全国運動を提唱。9 月 15 日から 21 日までの 1 週間を運動週間として、「老人を敬い慰め、励ますとともに、老人福祉に対する国民的理解を促進し、老人自身もまたその立場を自覚し、新しい社会建設に参加する」ことをうたって様々な活動が推進されました。

「としよりの日」は後に「老人の日」を経て昭和 41 年 (1966 年) に国民の祝日「敬老の日」へと発展しました。そして、平成 13 年 (2001 年) の老人福祉法の改正により、9 月 15 日が「老人の日」、同月 21 日までの 1 週間が「老人週間」と定められました。

なお、「国民の祝日に関する法律」の改正により、平成 15 年 (2003 年) から「敬老の日」が 9 月の第 3 月曜日となりました。